事 務 連 絡 令和2年10月5日

各地方整備局 技術管理課長 殿 北海道開発局 技術管理課長補佐 殿 沖縄総合事務局 技術管理課長

> 大臣官房技術調査課 事業評価·保全企画官

「快適トイレの導入について」の特記仕様書記載例の一部見直しについて

快適トイレの導入における特記仕様書記載例及び費用の積算については、「快適トイレの導入について」(令和2年3月24日付け国技建管第33号)及び「「快適トイレの導入について」の特記仕様書記載例の一部見直しについて」(令和2年8月13日付け事務連絡)において通知しているところですが、別添1のとおり特記仕様書記載例の記載を一部見直すこととしたので、遺漏無きようご留意願います。

■特記仕様書記載例

第○条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)~(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 (12)~(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風) 便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 便房内寸法 900×900mm 以上 (面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)~(6)及び【付属品として備えるもの】(7)~(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数 設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所 で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。